

スマホソフトウェア競争促進法の全面施行に伴う、 Apple、Googleの代替アプリストアに関する新規約等 に対するMCF意見

2026 年8月26日

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

2025年12月18日、我が国において「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(スマホ法)」が全面施行されるとともにApple、Googleからも新規約が公表されました。

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム(MCF)は、2026年1月29日「Apple、Googleのアプリ配信に関する新規約等に対するMCF意見」を発表するとともに、2026年2月5日には、8団体共同声明として「【緊急共同声明】スマホソフトウェア競争促進法が全面施行、国際的なイコールフティングと真に自由で公正な市場の実現に向けた要望」を発表しました。

今般、スマホ法第7条第1号で規定されているApple、Googleの代替アプリストアに関する新規約等に対してMCF意見を纏めましたので公表させていただきます。

【参考情報】

2026年1月29日「[Apple、Googleのアプリ配信に関する新規約等に対するMCF意見](#)」

2026年2月5日「[【緊急共同声明】スマホソフトウェア競争促進法が全面施行、国際的なイコールフティングと真に自由で公正な市場の実現に向けた要望\(現在の賛同団体:8団体\)](#)」

信頼あるアプリストア間の競争環境としての代替アプリストアの意義

EUのデジタル市場法では、アプリの配信経路において、代替アプリストアだけでなくアプリストアによる審査を経ないブラウザ等から自由にアプリがダウンロードできる広義のサイドローディングまでが法律の義務として求められた。

一方で我が国のスマホ法では、スマホ法の立法を検討した「モバイル・エコシステムに関する競争評価」において、セキュリティ、プライバシーを確保する形でアプリストアによる代替流通経路を認めることが求められ、最終報告では「信頼あるアプリストア間の競争環境の整備を目指す」と整理された。

すなわち、代替アプリストアはセキュリティ、プライバシーを確保する主体であると整理された。

また、代替アプリストアは、競争環境を実現する主体としての役割以外に、我が国の国家戦略を実現する役割もある。コンテンツ産業は我が国の新たな基幹産業(戦略17分野)と位置づけられ、2033年までに海外売上高を20兆円に拡大するとされている。このようなコンテンツ産業を実現するには漫画、アニメ、ゲーム等のクールジャパンと称される我が国独自のコンテンツ文化を保護育成・発展させることが必要である。しかしながら日本国内においてでさえもApple、Google等のIntegrityによる西洋の価値観で審査されるアプリストアしか存在しなければ、親密さをベースにした個人の多様な感性によって創作される我が国のコンテンツ文化を保護育成・発展させることは困難である。

スマートフォンという一番身近にコンテンツを利用できる環境において、代替アプリストアによる多様な文化を尊重する環境が整備されなければ、我が国独自のコンテンツ文化が消滅する危険性も孕んでいるといえる。

このような代替アプリストアに対する認識を前提として、Apple、Googleの新規約等についてMCF意見を表明する。

Appleの代替アプリストアに関する新規約等に対する意見

Appleの代替アプリストアに関する新たな規約等について以下のような課題があり、スマホ法に違反して代替アプリストアの提供と利用が妨げられているため適正な法執行とともに早急なる改善を強く要望する。

1. 公正競争環境の実現のためには、代替アプリストアの利用において指定事業者による手数料は無償であるべきであるが、Appleの新規約等では根拠が明らかでない手数料がアプリ事業者に課され代替アプリストアの利用が妨げられている。これは優越的地位の濫用でありスマホ法第7条第1号に違反すると考える。

モバイルエコシステムの多面市場で回収済みであるにもかかわらず、Appleによる「知的財産権の保護」「投資の回収」といった主張から手数料が課されることは根拠がなく、信頼あるアプリストア間での公正な競争環境が阻害されることは不当である。

代替アプリストアを利用するアプリへの手数料は、経済的に見ても競争を阻害する「私的関税」であるという面があるが、競争相手の代替アプリストアにとってのコスト増であると同時に、Apple自身の収益増をもたらす「二重の経済的影響」を持つため、代替アプリストア事業者に甚大な経済的不利益を生じさせ、実質的に選択の自由と公正な市場競争を阻害することになる。

このような理由から、スマホ法の運用において、代替アプリストアを利用するアプリのAppleの手数料を無償とすることで、多様な事業者による公正な競争環境を実現して社会全体の便益の最大化を目指すべきであると考ええる。

2. 代替アプリストアに対する審査において、アプリストア事業者の審査と契約・保証だけでなくストアアプリに対するアプリ審査(申請時、アップデート時)までも課している。客観的に必要のない過度な規制を課すことで、代替アプリストアの提供を妨げているためスマホ法第7条第1号に違反すると考える。

アプリストア事業者の審査と契約・保証によって正当化事由の目的を達成することが十分可能であることを考えると、申請時だけでなくアップデート時までアプリ審査を課すことは、必要な行為を行う場合であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるとはいえないと考える。

代替アプリストア事業者は、信頼あるアプリストア間の競争と多様な文化の実現を担うため独立した主体である必要であるにもかかわらず、サービスの公開日や開発スケジュールさえも自由に決定することができない。このようにパターンリズムにより事業の自由が阻害されることは法の理念をないがしろにするだけでなく、「自社利益の優先によって消費者及び事業者利益に行き過ぎた負担を強いる」構造の継続につながるため看過できない。

このように客観的に必要もないのにアプリ審査まで課すことで代替アプリストアの提供を妨げている

ためスマホ法第7条第1号に違反すると考える。

3. 代替アプリストアをダウンロードする手順において利用者に過度な負担と誤認を与えており、代替アプリストアの利用を妨げているためスマホ法第7条第1号に違反すると考える。

代替アプリストアをダウンロードする手順は、EUにおいては、2ステップであるが、我が国においては4ステップである上に、利用者を誤認させるインターフェースデザインが採用されている。

Appleは世界で一番インターフェースデザインが優れている会社であると認識しているが、それにもかかわらず、我が国で追加されている2ステップにおいて、利用者に「設定」と「OK」のボタンを選択させることで利用者の誤認を生んでいる。一般人の認識では、代替アプリストアをダウンロードすることを承諾する場合は、「OK」を選択すると考えることが合理的である。しかしながら「OK」を選択すると代替アプリストアをダウンロードすることはできないため相当数の利用者は混乱して代替アプリストアのダウンロードを諦めている状況である。

代替アプリストアをダウンロードするためには、「設定」選択して遷移した画面において代替アプリストアのダウンロードを許可するための設定変更を行う必要がある。(EUにおいてはこのような手順はない)

客観的に必要のないステップの追加と利用者を誤認させるインターフェースデザインを採用することで代替アプリストアの利用を妨げているためスマホ法第7条第1号に違反すると考える。

4. 公証制度において、代替アプリストアを利用するアプリに対して過度な審査を行うことで、代替アプリストアの提供を妨げているためスマホ法第7条第1号に違反すると考える。

法の理念である信頼あるアプリストア間の競争を実現するには、適切な役割分担が必要である。

本来、OS事業者としてOSのIntegrityを保護するためには、サンドボックス等のOSの構造とともに公証制度によってマルウェア等のクリティカルなセキュリティを防止することが役割である。

その他のプライバシー、セキュリティ等の保護については、アプリストアレイヤーが担うべき領域であり、このような適切な役割分担があつてこそ信頼あるアプリストア間の競争が実現できるのである。

Appleによるアプリストア事業者の審査と契約・保証によって、代替アプリストアにおいてアプリの適正な審査が行われているにもかかわらず、Appleによるアプリ審査が2重で行われることで、アプリ事業者に過度な負担と事業の予測可能性を低下させることでアプリの提供を躊躇させている。このように本来の目的を逸脱した過度な公証制度によって代替アプリストアの提供が妨げられているためスマホ法第7条第1号に違反すると考える。

5. 代替アプリストアを利用するアプリ事業者に対して課金が完了しなかった取引を含めてすべての取引を報告させることは、アプリ事業者に客観的に必要のない過度な負担を課すことで、代替アプリストアの提供を妨げているためスマホ法第7条第1号に違反すると考える。

Appleは規約において「代替アプリマーケットプレイスでアプリを配信するデベロッパは、デジタル商品やデジタルサービスのトランザクション(販売に至らなかったものも含む)をAppleに報告する義務があります。」と規定している。

5%のコアテクノロジー手数料(CTC)を課すための規定であると考えるが、手数料の対象にならない

「販売に至らなかったもの」までが報告の対象に含まれている。

実際にアプリ事業者がこの義務を履行するためには、決済状態を一貫して追跡できる様にデータ設計して決済、会計、サポート間のデータ連携を増やす必要があるが、それでも報告漏れや状態不整合が運用リスクになる。

代替アプリストア事業者にとっても、アプリストアの競合であるAppleへ営業秘密まで開示することとなり、公正な競争を行うことは困難になる。これは「自社利益の優先によって消費者及び事業者利益に行き過ぎた負担を強いる」構造そのものである。

常識的に受け入れ困難な取引条件を優越的な地位を利用して強制することで代替アプリストアの提供を妨げているためスマホ法第7条第1号に違反すると考える。

Googleの代替アプリストアに関する新規約等に対する意見

1. 利用者に対して客観的に必要のない恐怖表現を提供することで、代替アプリストアの提供と利用者が利用することを妨げているためスマホ法第7条第1号に違反すると考える。

Androidにおいて代替アプリストアのインストール時に「有害なファイルの可能性があります」と過度な恐怖表現が表示されることで、利用者の不安を喚起して、ブランドが毀損される上に問合せコストの増大によって代替アプリストアの運営が困難となる。このため代替アプリストアの提供と利用者が利用することが妨げられているためスマホ法第7条第1号に違反すると考える。

一方で、Googleが検討している登録済みアプリストア等の新たな制度では、利用者に恐怖表現が表示されずより安全かつスムーズに導入できるようなスマホ法に準拠した制度となるように注視するとともに期待している。